

が經濟上即時實施は困難であるが漸時は改正を計るごへられたのである。第二期建設、既に終了に近く加之の如き沿線の必然的發展と従業員の悲痛なる忍従と努力と四萬圓に近き増収を見るに至つたのである。依つて同の例を見ざるこの劣悪なる制度を即時改善せられたし。

の勤務制度は運輸、運輸の現況並に一般同業者の振合等審酌し制定したるものにして劣悪の勤務状態とは認め居ら即時改定の要なし。

改正の件

和せられつゝある驛員宿直手當はその金額僅かに金二十二過酷なる宿直に與へるに余りに僅少である即時金三十せられたし。

務手當改正の件

員の時間外勤務手當は男子金十二錢女子金十錢の僅少ななる。この制度と雖も數ヶ月前従業員に何等の相談もなく突於て制定せるものであつて男子と女子と區別するが如き實なる制度である即時金十五錢均一に改正せられたし。

支給制度改正の件

員の昇給規定の在職年數の増加に従ひ逐次昇給率の低下をののである。就中年功加俸の如きは五年(金三圓)を最高限て居るのである。是れは一般従業員の在職年數に應ずるの向上又は範圍に左表の如く延長せられたし。

在職年數	年功加俸月額
六年	四圓
七年	五圓
八年	六圓
九年	七圓
十年	八圓

用規定制定の件

社には驛員より乗務員採用の場合は六ヶ月以上の勤続者よを募集し相當採用試験の後採用しつゝあつたのである。前任運輸課長就任以來この制度は根底より破壊され採用試験にざるは勿論驛員の意志をも問はず獨断にて採用し甚だしきは勤続三ヶ月にも満たざる信託人より採用しつゝあるのである。吾等は何故にかゝる不合理を敢てするが殆んど理解に苦しむ。ある直にこれが公平なる制度を制定し乗務員採用の公平をたし。

命令に準據し制定しあり。

主任選定規定制定の件

社は一般驛員より出改札主任を命じ當該驛の責任者として過等も他に比し相當考慮せらるゝ所あるは吾等の迎ふべき制と信す。然し乍ら是が選定には何等の整規をもあらざるが其の過年數は在職年數より見るも平常の勤務状態より見る若と認むるに躊躇せざる所なるも、其の部には入社後一年にざる其の経験等に至つても僅少なる者が他の優秀者をしのぎれある等の矛盾は吾等頗る不可解とする處なり。故にこなる選定規定を設けられたし。

改札係主任々命に付ては深甚の考慮を拂ひ詮衡し居るを以制定の必要を認めす。

運輸課 (信號人)

給の件

は精神的筋肉的にかなり苛酷なる勞動に従事しつゝあるに

に不規則ならざるを得ないのである。車庫、軌道、電線路の如き其の作業の苦痛は世人の想像に及ばざるものがある。従つてこの種の産業經營者も特に此の點に留意せるか一ヶ月三日乃至四日の公休を支給せるを多く見るのである。宜敷く現在支給せる公休二日を三日に改正し其の細則を左の如く定められたし。

- 三日間欠勤は公休に影響せざることを
- 四日間欠勤は一日を削減すること
- 五日間欠勤は二日を削減すること

回 答 應し難し

二、精勤賞支給規定改正の件

從來精勤賞は二ヶ月精勤者に二日分を支給せられつゝあり、然し乍ら不規則なる勞動を余儀なくされる産業の性質上、これが精勤をなすは非常に困難である。宜敷く該賞は月二日分に改正し其の細則は左の如く改正せられたし。

- 日欠勤は一日分を削減すること
- 二日欠勤は二日分を削減すること

回 答 應し難し

三、年功加俸支給制度制定の件

從來會社の年功加俸は運輸課従業員のみ支給され、電氣課、土木課従業員には支給されて居ないのである。電氣課、土木課員は日給の平均額より見るも、勞動の程度より見るも決して運輸課従業員との差異なきを信す。家庭生活に至つては妻帯者數の如き遙かに多きを算してゐるのである。即時乗務員同様の年功加俸を支給せられたし。

回 答 應し難し

四、半期賞與支給改正の件

半期賞與は從來其の職務別に依つて甚しき等差あるは同一會社内にある従業員として大いに遺憾である。故に今後該賞與は現在の運輸課乗務員と同様に支給せられたし。

回 答 昨年末に増額せり。

五、臨時雇より本雇採用の期限制定の件

臨時雇より本雇として採用に至る期間は從來或は一ヶ年甚しきに至つては一ヶ年半等實に長期に亘るの弊あるは吾等の頗る遺憾とする所である。是の如きは本人の生活に或は不安動搖を與ふるも事實であり且又従つて長期に亘り家計へ及ぼす影響も少なからず。宜しく此の期間を六ヶ月と限定し本人の不安其の他に依つて惹起する諸種の弊害を一掃せられる事は會社將來の爲めに得る處多きは一点疑ひを容れざる所である。故に即時實行せられたし。

回 答 承認す。

六、外套支給の件

從來外套は電路従業員のみ支給され車庫、軌道の従業員には支給されないものである。唯車庫の一部に支給されらるゝ雖も眞の作業服にて運輸課従業員の廢品である。即時電路従業員同様支給せられたし。

回 答 承認す。

七、夜警増員の件 (この項土木課軌道のみ)

從來軌道従業員の夜警は全線を通じて僅かに三人である。かゝる少人數にて全線の夜警を命ずるが如きは産業上の性質より見るも明かに大なる矛盾である。即時五人に増員せられたし。

回 答 必要を認めす。

以上

昭和貳年貳月拾八日

京濱電氣鐵道株式會社